

1

多利用型統合的海域管理計画のデザイン

1. 基本方針

- (1) 持続的な水産資源利用による安定的な漁業の営みと海洋生物や海洋生態系の保全の両立を目標とする。
- (2) 漁業関係規則や漁業者・漁業団体が当海域で実施している自主管理措置といった漁業関連のルールを基調とする。

2. 記載項目

関連図を踏まえて、(1) 海洋生態系の保全 (2) 海棲ほ乳類・海鳥の保護 (3) 水産資源の保護・管理 の3つのカテゴリーで計画のフレームを整理

3. 海洋生態系（環境）の保全

- (1) 基本的考え方
 - ・遺産地域の海洋生態系が流水の存在や水温の変化によって特徴づけられている旨記載
 - ・知床海域を特徴づける生態系として上位性、典型性、特殊性の視点から注目される動植物の種や生物群集を指標とし評価する旨記述
- (2) 指標種
 - ① 上位性の指標種
 - 知床生態系の上位に位置する性質の種及び地域産業を選定
 - 海ワシ類・トド・アザラシ・漁業など
 - ② 典型性の指標種
 - 知床生態系の特徴を典型的に表す種を選定
 - アイスアルジー、サケ、スケトウダラなど
 - ③ 特殊性の指標種
 - 知床生態系が特殊な環境であることを示す種を選定
 - オオワシ、オジロワシなど

4. 水産資源の保護・管理

- (1) 基本的な考え方（水産資源の保護及び持続的利用に関する基本的な考え方を掲載）
 - 【内容】
 - 水産資源の保護増殖と持続的な利用による漁業経営の安定
 - ・ 漁業関係法令、規則に基づく保護管理の推進

- ・ 国立公園、世界自然遺産に関する法規などによる保護管理の推進
（漁業関係法規以外の法令については、漁業関係法規との調整や新たな規制につながらないことを整理する必要がある。前章の「海洋生態系の保全」あるいは「基本方針」の中で記載することが良いのではないか。）
- ・ 漁業者の自主管理の促進
- ・ 調査研究やモニタリングによる資源動向の把握、評価（科学的検証）
- ・ 検証結果の資源管理の取り組みに対する適切な反映
（各関係機関において検証結果から必要とされる方策や措置等を検討
～ 関係機関の施策や漁業者の取り組みに反映）
- ・ 将来の取り組み方向や新たな考え方等（順応的多魚種利用型漁業など）について科学委員会（WG）から助言があれば記述を検討

(2) 主要魚種の保護・管理

（現行の資源管理の取組やモニタリング等について魚種別に掲載）

ア. サケ類（シロザケ、カラフトマス）

（サクラマスについては漁獲が少なく、資源調査も十分に行われていないことから、掲載することの適否について検討が必要）

【内容】

① 資源の保護・管理の取組

- ・ 水産資源保護法による保護培養
（知床周辺海域の水産資源の保護・管理の要素として、人工孵化放流事業を記載するかどうかについて検討）

遡河魚類の保護培養→人工孵化放流

遡河魚類の通路確保

内水面での採捕禁止

- ・ 北海道海面漁業調整規則による管理
漁法制限・体長制限
河口付近等におけるさけ・ます採捕の禁止
- ・ 北海道内水面漁業調整規則による管理
内水面での採捕禁止期間の設定（サケ周年）
- ・ 定置漁業権による管理
根拠→漁業法
内容→魚場の位置、漁業時期
- ・ 漁業者の自主管理（記載方法の検討）
休漁措置

② 調査研究、モニタリング及び資源評価

- ・ サケ類に関する調査研究及びモニタリング

調査項目

(・来遊の予測など資源評価システムについて検討)

- ③ 今後の取組み方向 (→ 現行のモニタリングや取組みの改善点、将来の取組み方向等についての科学委員会 (WG) からの助言を記述。)

イ. スケトウダラ

【内容】

① 資源の保護・管理の取組

- ・ TAC設定による管理

国はTAC法に基づいて毎年決定する基本計画の中で、指定魚種の漁獲可能量を定めている。

(資源管理協定による管理は「・漁業者の自主管理」の中で扱う)

- ・ 知事許可漁業 (許可枠・制限・条件等) による管理

根拠→北海道海面漁業調整規則

制限→操業区域・許可隻数・漁船規模・漁具 (網目) 制限等

- ・ 漁業者の自主管理 (記載方法の検討)

資源管理協定による管理

禁漁期間・区域設定、漁具 (網目) 制限等

② 調査研究、モニタリング及び資源評価

- ・ スケトウダラに関する調査研究及びモニタリング項目を記載
調査項目

- ・ TACの資源評価システム

- ③ 今後の取組み方向 (現行のモニタリングや取組みの改善点、将来の取組み方向等についての科学委員会 (WG) からの助言を記述。)

* (ウ. その他魚種別に記述する必要がある魚種)

(地域の重要魚種としてホッケ、キチジなどの要望があるが、資源調査等が十分に行われていないことなどから、抽出して計画に掲載することの適否について検討が必要。)

エ. その他の水産資源 (*一括して記述)

(掲載する対象魚種は、許可・漁業権等の全対象魚種とするのか、絞り込むのか?)

【内容】

① 資源の保護・管理の取組

- ・ 北海道海面漁業調整規則による管理 (体長制限・期間禁止など)

- ・ 知事許可漁業 (許可枠・制限・条件等) による管理

- ・ 共同漁業権 (行使規則) による管理

- ・ 漁業者の自主管理

② 調査研究、モニタリング及び資源評価

- ・対象魚種に関する調査研究及びモニタリング項目を記載
- ③ 今後の取り組み方向（現行のモニタリングや取り組みの改善点、将来の取り組み方向等についての科学委員会（WG）からの助言を記述。）

5. 海棲ほ乳類・海鳥類の保護

（1） 基本的考え方

- 海棲ほ乳類（トド・アザラシ類）、海ワシ類（オオワシ、オシロワシ）の適切かつ確実な保全管理措置の基本的考え方を記載

（2） 保護・管理等

ア. トド

① 保護・管理の取組

- ・ 地域の漁業管理の必要性と保護管理（駆除）の考え方を記載
（トドの駆除は全道的な視野で行っており、知床周辺海域としての記載をすることは困難。「候補地管理計画」で記載した範疇で記載）

② モニタリング

- ・ 定点調査により出現個体数の変化を把握（モニタリング）

* 行政調査としては

- ・ H16～ 水産庁調査：全道調査

（定点調査はどこが実施するか～水産庁の調査は自然遺産の海域に特定したものでなく、全道的視野で行っており、海域管理計画に載せるのであれば、水産庁と協議が必要。）

自然遺産の海域のモニタリングは、環境省がアザラシなど他の種も含め総合的にモニタリングを行う必要がある。）

* 学術調査としては

- ・ H13～15 トド来遊状況調査事業報告（桜井泰憲）

イ. アザラシ類

① 保護・管理の取組

- ・ 地域の漁業管理の必要性と保護管理（捕獲）の考え方を記載

② モニタリング

- ・ 定点調査により出現個体数の変化を把握（モニタリング）

* 行政調査としては

H17：（北海道）海棲ほ乳類回遊調査

* 学術調査としては

- ・ 北海道近海におけるゴマフアザラシの個体群生態学的研究（H14 北大博士論文）
- ・ サハリン東岸及び根室海峡の流水域におけるゴマフアザラシとクラカケアザラシの分布と食性（北大修士論文）

ウ. オオワシ

① 保護・管理の取組

- ・ オオワシ保護増殖事業計画の趣旨に沿った記載

② モニタリング

- ・ 飛来数調査・越冬状況及び繁殖状況（モニタリング）

* 行政調査としては

H17：（環境省）飛来個体数、越冬状況及び繁殖状況のモニタリング

エ. オジロワシ

① 保護・管理の取組

- ・ オオワシ保護増殖事業計画の趣旨に沿った記載

② モニタリング

- ・ 飛来数調査・越冬状況及び繁殖状況（モニタリング）

* 行政調査としては

H17：（環境省）飛来個体数、越冬状況及び繁殖状況のモニタリング

オ. その他の海棲ほ乳類・海鳥類

（政府回答では上記4種であるが他に必要な種があるのか？）

(3) 今後の取組

- ・ トド→モニタリング
- ・ アザラシ類→モニタリング
- ・ オオワシ→モニタリング
- ・ オジロワシ→モニタリング
- ・ その他の海棲ほ乳類・海鳥類

6. その他、記載する事項

(1) 地域の概況

- ・ 気象の状況
- ・ 流氷の状況
- ・ 海域の状況（オホーツク海の特異性など）

(2) マリンデブリス

漁場環境の保全

* (3) 利用適正化方策

- ・ 遊魚や動力船による海域利用
- ・ カヤッキング利用者の海洋レクリエーション

現在、「国立公園利用適正化検討会議」で検討中であり、海域管理計画に掲載することの適否について検討が必要。

(4) 管理体制